

特記仕様書 [共通編]

- 1 本業務は、特記仕様書及び広島市調査・設計・測量業務等共通仕様書（及び別添）（令和7年9月）により施行すること。
- 2 業務の概要について
本業務は、太田川緑地（祇園新橋～祇園大橋）の実施設計を行うものである。
詳細については、各業務編に明示する。
- 3 照査技術者の配置について
本業務においては、照査技術者を定めるものとする。
資格要件：本業務における管理技術者と同等の能力を有する技術者
- 4 再委託等について
本業務における総合的企画、総合的業務遂行管理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 5 関係機関との協議について
 - (1) 本業務においては、関係機関（所轄警察署、道路管理者、河川管理者、労働基準監督署等）と緊密な連絡を取り、業務実施中の安全を確保するものとする。
 - (2) 本業務においては、事前に各占有者（NTT、中国電力、広島ガス、水道局等）と協議の上、実施すること。
- 6 情報共有システムの試行について
 - (1) 受注者が希望する場合に、情報共有システムを利用すること。
 - (2) 受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図ること。
 - (3) 広島県工事中情報共有システムを使用すること。
 - (4) 実施に当たっては、別に定める「広島市発注土木工事及び建設コンサルタント業務等における広島県工事中情報共有システムの利用手引（試行用）」に基づき実施すること。
- 7 電子納品について
 - (1) 本業務は、電子納品対象業務である。
 - (2) 電子納品とは、公共事業における調査、設計、工事など各業務段階の成果物を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「広島市電子納品の手引」（以下「手引」という。）に基づいて作成したものを指す。
 - (3) 成果物は、「手引」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-Rを原則とする）で2部、電子データの印刷物（簡易製本）1部、原図（成果物として指定のある場合）一式を提出すること。
 - (4) 電子納品にあたっては、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。
- 8 打合せ協議について
本業務における打合せ回数は、着手時、中間時（2回）、成果物提出時の計3回を予定している。
なお、業務着手時及び成果物提出時には、管理技術者が立会うこと。
- 9 ウィークリースタンス実施要領の適用について
本業務は「広島市ウィークリースタンス実施要領」の対象業務である。実施要領に基づき、以下のとおり取り組むこと。
 - (1) 着手時の協議において、取組目標を確認し打合せ記録簿で提出すること。
 - (2) 中間打合せ等を利用し、受発注者間で取組状況の確認及びフォローアップを行い、打

合せ記録簿で提出すること。

- (3) 業務完了時に、実施結果を受発注者双方で確認し、実施結果報告書に記入、打合せ記録簿で提出すること。

10 遠隔臨場の試行について

本業務は、受注者希望型による遠隔臨場の試行対象業務であり、実施に当たっては、別に定める「建設現場等の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき実施するものとする。

特記仕様書 [設計業務編]

- 1 本特記仕様書は、太田川緑地（祇園新橋～祇園大橋）実施設計業務（8－1）のうち設計業務に適用する。
- 2 業務内容について
当該設計業務は、太田川緑地（祇園新橋～祇園大橋）整備のための実施設計を行うものである。
なお、業務内容については、以下のとおりである。
 - (1) 公園実施設計について
整備延長：約 170m、整備面積：約 0.92ha、整備水準：近隣公園程度
 - ・ 与条件の確認及び調査
現地の状況及び過年度に実施しているワークショップの結果等を踏まえ、与条件の確認及び調査するものである。
 - ・ 実施設計
緑地整備に必要な敷地造成、雨水排水施設、公園施設（トイレを除く）、植栽、照明施設及び給排水施設の設計を行うものとする。
 - ・ 実施設計図の作成
工事を施工するために必要な各図面及び仕様書等の作成するものとする。
 - ・ 数量計算
土木工事数量算出要領（広島市）により行うものとし、算出した結果は、工種別、区間別に取りまとめるものとする。
上記に従い、数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。
 - ・ 概算工事費の算出
数量計算書に基づき算出した工種別、区間別に概算工事費を算出するものとする。
 - ・ 河川占用申請資料の作成
緑地整備に伴い必要となる河川占用申請の資料を作成するものとする。
 - ・ 照査
受注者は照査時技術者を定め、照査を適切に行うものとする。
 - ・ 実施設計説明書の作成
上記の検討結果に基づき、報告書を作成するものとする。
 - ・ 打合せ
業務の適切な遂行を図るため、監督員と常に密接な連絡をとり、その打合せ事項をその都度記録し、相互に確認するものとする。
- 3 構造形式について
広島市の「土木工事設計標準図」を基本とし、これにより難しい場合及びこれに記載の無いものについては、本市調査職員と協議のうえ決定すること。
- 4 数量の算出について
 - (1) 設計における各種数量の計算等にあたっては、「土木工事数量算出要領（広島市）」を適用し、本市調査職員と協議のうえ決定すること。
 - (2) 工事数量の集計については、新土木工事積算大系の工事工種体系に沿った様式とし、「土木工事数量集計表様式（案）（国土交通省）」により作成すること。
数量集計表は、本市調査職員の指示するファイル形式で作成し、電子データを指示された電子媒体で提出するものとする。
- 5 新技術・新工法の活用について
 - (1) 本業務において、工法等を選定する際には、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、新技術・新工法と従来工法の比較検討を行うこと。
 - (2) 新技術・新工法の採用の検討にあたっては、「広島市公共工事新技術・新工法活用実施要領」に基づき評価することとし、その成果を定められた様式等で提出すること。

6 成果物について

提出する成果物は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----------------------------|----|-----------------|
| (1) 位置図 | 縮尺 | 1/1,000～1/5,000 |
| (2) 平面図 | 縮尺 | 1/250 |
| (3) 縦断面図 | 縮尺 | 縦 1/100 横 1/250 |
| (4) 標準横断面図 | 縮尺 | 1/50 |
| (5) 横断面図 | 縮尺 | 1/100 |
| (6) 詳細図 | 縮尺 | 適宜 |
| (7) 構造図 | 縮尺 | 1/10～1/100 |
| (8) 排水系統図 | | |
| (9) 流量計算書 | | |
| (10) 数量計算書 | | |
| (11) 新技術活用事前評価票及び新技術・新工法検討書 | | |
| (12) コスト縮減提案書 | | |
| (13) 報告書 | | |
| (14) その他調査職員が指示するもの | | |

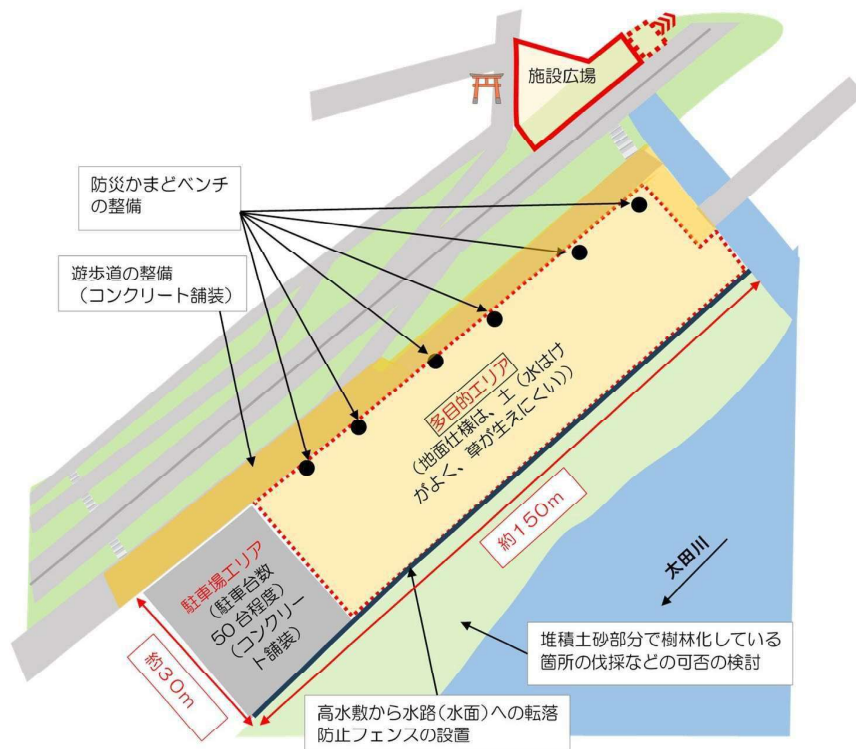
7 照査の実施について

照査の実施にあたっては、詳細設計照査要領（国土交通省）により実施しなければならない。これによりがたい場合は、照査内容について調査職員の承諾を得てから実施すること。

位置図



多目的広場整備計画



施設広場整備計画

